選挙期日	平成十九年七月二十九日	平成二十五年五月二十八日
自由民主党	同議員は、その選出された参議院議員通常選挙において同党に所属していた。	
支部の数	七二六五	七二六〇
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二六五	七二六〇
みどりの風		
支部の数	七二六四	七二六五
うち法第十四条第二項に規定する支部の数	七二六四	七二六五
所属国会議員（所属国会議員となった）	氏名　阿部　知子 住所　神奈川県藤沢市片瀬山五―二〇―二	平成二十五年五月二十九日
	選出区分　衆議院議員　南関東	
	選挙期日　平成二十四年十二月十六日	
	同議員は、その選出された衆議院議員総選挙において同党に所属していなかった。	

○政治資金適正化委員会告示第四十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十五年七月十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
五八五	栗栖　敬之　二五、六、一一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第二号	

○政治資金適正化委員会告示第四十九号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十五年七月十九日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
三一六	大下　和平	三一六　二五、六、九	

○財務省・農林水産省告示第二十一号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

一中「年一分二厘」を「年一分三厘」に、「年一分三厘五毛」を「年一分四厘五毛」に、「年二分三厘五毛」を「年二分四厘五毛」に改める。

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年六厘五毛
八年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十三年以下	年九厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十六年以下	年一分一厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分二厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分三厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
八年以下	年六厘五毛
八年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十三年以下	年九厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十六年以下	年一分一厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分二厘五毛
十八年を超え三十五年以下	年一分三厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十二号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・四五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第二十三号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月十九日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・四五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。